

平成21年（2009年）第3回市議会定例会本会議（9月17日）

建設常任委員長報告（議案）

ただいま議題となっております議案のうち、建設常任委員会に付託されました議案 第80号中付託部分、第87号、第89号及び第90号の以上4件につきまして、委員会における審査の経過と結果を報告します。

委員会は、9月10日会議を開き、案の説明を聴取して質疑を行いました。

主な質疑を申し上げますと、議案第80号 平成21年度横須賀市一般会計補正予算（第3号）中付託部分は、住宅用火災警報器及び地上デジタル波対応の対応期限、同整備に係る市内業者への優先発注についてであります。

議案第87号 市営住宅条例中改正については、指定管理者選定条件への市内雇用の追加、市営住宅の指定管理者公募によるメリットと課題についてであります。

議案第89号 訴えの提起については、滞納者に対する十分な事前交渉の必要性、事前に定めた提訴条件と対象者の滞納状況が乖離している理由についてであります。議案第90号 市道路線の認定及び廃止

については、馬堀海岸4丁目地内新設道路認定に係る道路線形及び国道との接続について、であります。

次いで討論において、大村洋子委員から、「市営住宅は、高齢者、障がい者、ひとり親家庭などの割合が高くなっており、建物の維持管理だけでなく、福祉的要素が強く公的な意味合いが重視されるべきである。そのような市営住宅の指定管理者を、経費削減を第一義に競争によって選び出すという公募には、甚だ危惧を覚えるものである。よって、議案第87号 市営住宅条例中改正について反対する。」旨の意見があり、採決の結果、議案 第80号中付託部分、第89号及び第90号の以上3件は全会一致で、議案第87号は賛成多数で、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。